

意見書（案）第10号

離婚後共同親権制度の導入について慎重な議論を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	紫野あすか
賛成者	〃	大城美幸
〃	〃	前田まい
〃	〃	栗原けんじ

離婚後共同親権制度の導入について慎重な議論を求める意見書

2024年1月30日、法制審議会家族法制部会において、「離婚後共同親権制度」の導入を含む「家族法制の見直しに関する要綱案」が示され、2月15日の法制審議会第199回会議において原案どおり採択され、法務大臣に答申された。

「離婚後共同親権制度」の導入について民法改正がなされた場合、新たな類型の紛争の発生が懸念されるとともに、特に子どもとDV被害者など、弱い立場にある人達が深刻な不利益を受けるおそれがある。2月9日に国会内で行われた「親権のあり方勉強会」では、元夫からのDV（配偶者間などの暴力）や子どもの虐待が原因で離婚した女性が「離婚調停に4年もかかった。元夫は嫌がる子どもに面会を求めるなど、離婚後もDVや虐待が続いた」と涙ながらに証言している。複数の当事者から、要綱案は、裁判所がDVだと認めた場合は「単独親権」を行使できるとしているが、立証するのは困難だとして「私たちから日常を奪わないでほしい」と制度導入に懸念や反対を表明している。また、「離婚後共同親権制度」に対応する家庭裁判所の人的、物的体制は極めて不十分であって、看過できない深刻な問題が発生することが予想される。この制度は、「離婚後共同親権制度」の賛否いずれの立場に立つとしても、こうした懸念や問題に対応できないものとなっている。「離婚後共同親権制度」を導入する民法改正については慎重な議論が必要で、拙速に結論を出すべきではないと考える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、同要綱をそのまま具体化し「離婚後共同親権制度」を導入する民法改正の拙速な動きに強く反対し、慎重な議論を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明